

東京、ア、日本公使、支那、於、此、犯、罪、を、犯、ス、リ、ト、シ、日本、領、事、を、裁、
判、す、ル、モ、一、非、ス、又、支、那、駐、在、の、我、軍、隊、中、に、犯、罪、者、下、ル、モ、之、を、本、領、事、
一、裁、判、す、受、ケ、ル、モ、一、非、ス、

然、リ、テ、對、し、如、キ、性、質、を、有、ス、ル、領、事、裁、判、權、を、如何、ナ、ク、如何、ナ、ク、理、由、に、依、リ、
存、在、ス、ル、カ、ト、云、フ、之、カ、法、律、を、違、フ、テ、裁、判、す、ル、ハ、理、由、ナ、ク、事、情、に、依、リ、今、之、
カ、說明、す、ル、事、今、日、行、ハ、ル、所、以、之、を、大、レ、テ、或、レ、外國、ノ、法、律、制、度、ハ、
之、を、不、偏、ナ、ク、以、テ、此、ノ、不、備、ナ、ル、法、律、制、度、を、基、ト、シ、支、那、ノ、裁、判、は、自、國、人、
報、を、レ、ル、ル、ハ、不、可、ナ、リ、ト、ス、レ、モ、基、法、ス、ル、モ、十、リ、數、者、ハ、ハ、大、明、國、カ、非、
文、明、ノ、所、ナ、リ、有、ス、ル、一、個、ノ、裁、判、一、リ、ト、云、フ、ヲ、得、テ、シ、

諸、外國、カ、裁、判、國、ニ、對、シ、テ、裁、判、す、ル、領、事、裁、判、權、を、自、己、ノ、コ、ト、カ、既、ニ、條、約、ノ、事、
之、ノ、條、約、詳、述、セ、リ、現、今、裁、判、國、ノ、外國、ニ、對、シ、テ、有、ス、ル、領、事、裁、判、權、ハ、二、
一、ハ、支、那、ニ、對、ス、ル、夫、レ、ニ、對、シ、テ、一、ハ、シ、テ、支、那、ニ、對、ス、ル、事、ナ、リ、
支、那、ノ、開、港、四、年、ノ、條、約、に、依、リ、テ、裁、判、國、ノ、領、事、裁、判、權、ハ、有、ス、ル、事、實、ナ、リ、
治、世、七、年、迄、延、續、シ、裁、判、中、ニ、百、餘、名、之、事、實、民、ヲ、信、任、裁、判、可、ク、シ、裁、判、ノ、所、
治、世、八、年、ノ、不、滿、和、約、條、約、及、廿、九、年、ノ、日、清、通、商、條、約、ニ、テ、裁、判、國、ノ、裁、判、權、

所、ヲ、得、ス、ル、ニ、至、リ、裁、判、國、ノ、權、限、ニ、對、ス、ル、七、一、八、兩、約、世、一、年、迄、ノ、延、
續、ノ、條、約、に、結、ビ、以、來、延、續、セ、ル、モ、一、ノ、條、約、條、件、條、件、ナ、リ、モ、一、ノ、條、約、
國、ハ、選、定、カ、刑、法、刑、事、新、法、法、以、法、(信、相、相、法、法、ヲ、除、ク)民、事、新、法、法、
裁、判、所、權、法、法、實、施、セ、ル、モ、一、ノ、條、約、條、件、條、件、ナ、リ、裁、判、國、ノ、裁、判、
權、ハ、支、那、ニ、對、シ、テ、裁、判、國、ノ、裁、判、權、ハ、有、ス、ル、カ、ト、云、フ、ハ、國、際、法、ニ、對、シ、
規、定、ナ、リ、各、國、ノ、國、際、法、ニ、對、シ、テ、規、定、ス、

裁、判、國、ノ、裁、判、權、ハ、選、定、カ、刑、法、刑、事、新、法、法、以、法、(信、相、相、法、法、ヲ、除、ク)民、事、新、法、法、
裁、判、所、權、法、法、實、施、セ、ル、モ、一、ノ、條、約、條、件、條、件、ナ、リ、裁、判、國、ノ、裁、判、
權、ハ、支、那、ニ、對、シ、テ、裁、判、國、ノ、裁、判、權、ハ、有、ス、ル、カ、ト、云、フ、ハ、國、際、法、ニ、對、シ、
規、定、ナ、リ、各、國、ノ、國、際、法、ニ、對、シ、テ、規、定、ス、

規定... 斯... 取決... 於... 得... 遂... 了... 案... 約... 法... 用... 頁... 194
自國、船舶トシテ、特權、自國々渡、場場... 裁判、有... 又沿岸貿易...
從事スルヲ得

第二 船舶、種美

英國... 船舶ヲ分類シテ公船及私船トセリ國家權力ヲ代表スルモノカ
公船ニシテ然ラサルモノカ私船ナリ 此ノ已列「極」人ニ適与ナリト信ス

第三 船舶、所在

次、船舶、所在、問題... 大洋ニ下ル場合ト他國領海ニ下ル場
合ト自國領海ニ在ル場合トナレド、中自國領海ニ在ル場合ハ問題ナ
ク、大洋ニ在ル場合ト外國領海ニ在ル場合、各公私船、分テハ、
一、大洋、在ル國權ヲ代表スル船舶

二、大洋ニ下ル私船

三、外國領海内ニ於ケル國權代表船

四、外國領海内ニ於ケル私船

之、中第一、才三ハ向題トナシ、又何トナシハ國權代表船ハ治外法權ヲ有
スルカ故ニ莫大洋ニ於ケルト外國領海ニ於ケルトナリ、同ハ入会ク他國ノ主
權ニ服スルナリトナレハナリ

才二、場合即ケ大洋ニ於ケル私船、如何トナシニ其、本國ノ主權ニ服從
スルノミナリ 然レ比之ニハ例外ナリ、次、場合ニ在リテハ外國ノ主權
ニ服從ス

丙 犯行船追蹊、場合

犯行船、リ或ル國ニ於テ犯罪ヲ犯シタルモノカ其乘組員、若シハ乘船者
トナリ、船舶ニシテ此ノ犯行船カ航海中ニアル中、犯罪地國ハ之ヲ追蹊
シテ之ヲ捕スルヲ得、但シテ、權利、犯行船追蹊、場合、限リ犯罪地
國、船舶カ犯行船ヲ公海中ニ停伏セシム場合又ハ偶然遭遇シタル場合ニ
限リ、權利ナシ尚犯行船ヲ取調ハ一旦釋放セラル以上ハ同理由ヲ以テ再
195

二之、犯罪地固、主権ヲ及ヌコト能ハス。

四、海賊船の場合。

国際法上、海賊ハ之ヲ沿岸海賊ト區別スルヲ要ス。国際海賊ハ国際秩序ヲ紊スト、理由ニテ何レハ、国家ニ之ヲ逮捕スルヲ得トセリ。然レニ

沿岸海賊ハ其国ノ主権ニ依リテ取締ルルベキナリ。

然ラハ何ヲ以テ海賊トナスハキヤ、或國ニテハ軍艦外ニ令テ廿一条、本令

ニ於テ海賊ト称スルハ海岸ニ於テ之ヲ擧ケルニ行爲ノ一ニテ行爲アル

モノ。

一、何レ主権ニ屬セス、又何レ主権者ヨリモ免許ヲ得ハ暴行掠奪ヲナ

スモノ。

二、次、或國双方ヨリ研詳状ヲ得テ略奪ヲスルモノ。

然レモ此ノ二項、場合ハ已モ宣言ニヨリテ私船ノ拿捕ヲ禁シタルカ故ニ

問題トナルコトナレド、尚ホ一項ナリ。而シテ之ニ依レハ先人海賊

ノルヲメニ夫カ海洋ニアルヲ奪スルカ故ニ領海ニ於テナセルモノハ海賊

ニテナレルナリ。何レ主権者ニモ屬セス、又何レ主権者ヨリモ免許

ヲ得ヌト云フカ故ニ例ハ日本ノ軍艦カ海賊行爲ヲナスモ海賊ニアラズ、

只其ノ責任ヲ日本政府カ負フノミ。今様ニ日本郵船会社ノ船カ日本國

外ノ海ヲ行キ得テ海賊ヲ傷ケモ海賊ニハアラズナリ。

次ニ掠奪暴行共ニセサレハ海賊ニアラサルモノナルカ、或ハ暴行左クハ略

奪一方ヲナセル海賊ト稱シ得、ヤヤ船カ流ノ本説ニテハ暴行ハ海賊ニテ

ナストスルモノ一微ニハ暴行ヲモ海賊トスルモノ、如シ。

海洋ニ於テ暴行掠奪ヲナスモノヲ海賊トスト云ハ、茲ニ又問題ナレルハ

全一艦内ニ於テ暴行掠奪ヲナスモノヲモ海賊ト稱スルベカラナリ。

自ラ船ニヨリ他ノ船ヲ捕シテ暴行掠奪ヲナスモノヲ海賊トナスハ勿論

ナレト全一艦内ノ暴行掠奪ニ到テハ程交問題トシテ解決スルベカラナリ。

即チソノ暴行掠奪等ニ対スル防衛カ船長ノ力ヲ以テナン得ラルモノハ

海賊トシテ認メス。船長ノ力ニ及ハサルニ到リテ始メテ海賊トスヘシ。

四、救済賣買船の場合。

救済賣買ハ既ニ國際条約ノ禁止スル如クシテ之ヲ破ルハ國際秩序ヲ亂ス

モノナルヲ以テ斯ル船舶ハ何レ國ニ捕ルルヲ得ル也。

四、海軍電線切斷船の場合

海軍電線切斷船、如十國條約所訂之規定、各國ノ主權之及ハサル
ヘカラス、但、此ノ場合ハ海軍電線切斷船ノ場合ト異ル、之ヲ捕縛シタル國家ニ
於テ処罰セズ、船、本國ニ引渡シテ処罰セシムル事ナリ、一八八八年五月一日ノ條約ニ依リ規定セラル、可ナリ
戰時ニ於テ海軍電線切斷船ヲ得ルカ若シ、斷切スルヲ得トモ、何處ヲ切斷
スルカ之ニ付テ國際法ニ決裁ヲ發表セシムルモ、アルモ他國ニ付テ拘束
力ナシモ、是非又我國ニ付テ國際法ニ規定ス即チ大正三年ノ海軍法規
中ニ規定セリ、其要矣、速テレハ交戰國相互ニモ、何處ヲ切斷スルモ可
ナリ、又、條ノ例外ト稱スルハ、其ノ電線ヲ中立國ノ領海ヲ通過スルモ、十
月、此ノ部分ニ切斷スルヲ得ヌ、亦ニ、中立國ト中立國トノ間ノ電
線、何處ニ切斷スルヲ得ヌ、亦三ニ交戰國ト中立國ノ間ノ電線、何
處ニ切斷スルヲ得ヌ、又、中立國ノ領海及公海ニ切斷
スルコトヲ得
次、他國ノ領海内ニ在ル私船ニ付テ如何ノ之ヲ區別シテ之トナス

他國領海ヲ通過セントシテ、アルモ、
他國領海ニ碇泊中又ハ碇泊セントスルモ、若シクハ碇泊セシ船ヲ

他國ノ領海ヲ單ニ通過シテ、アルモ、他國ノ主權ハ之ニ及ブコトナ
シ、此ノ場合、通例ハ、之ノ中ニテ事件ナレモ、之レ也、

一八八七年八月、氣船ノ事、英國領海ヲ通過中一英國船
ト衝突シテ、其ノ水夫一名ヲ死ニ至ラシメタリ、依テ英國、檢事ハ、之
トテ、船長ヲ起訴セシム、英國裁判所ハ、領海通過中ニハ主權ヲ及スコト
ナシトテ之ヲ却下セリ

然レ、英國ハ、此ノ事件、後々ニ領海ヲ通過シテ、アル外國船ニモ其主權
ヲ及ス事トセシメ、之ハ、英國ノ主權ニ規定セシメテ國際通例ニシテハ、尙ホ
及ハサル事トス

他國領海内ニモ、今日一般ニ行ハルモ、其ノ船舶内ニ起リタ
ルモ、之ヲ其ノ船舶外ノ人ニ關係ナク、而シテ領海所屬國ノ秩序ヲ害セ
ルモノナレハ、領海所屬國ハ其船舶ニ主權ヲ及ボサス

然レ且船舶以、モ、外部即チ領海可屬國、モ、ト交渉スル例ハ、船舶、水夫ト領海可屬國、住民ト喧嘩セリ如キ折ニハ主権ハ及テハク又該船舶内ニテ領海所屬國ノ貨幣ヲ偽造セル并ニ該國ノ秩序ヲ害スルカ故ニ本々主権ハ及テハシ、

此他行政上ノ事ニ關シテハ萬國工業財團保護同盟アリ又衛生上ニ于テ檢疫スル慣例アリ、特ニ歐洲諸國ニ下リテハ虎刺亞病、黑死病ヲ防シ、國スレテ條約アリ花柳病ニ于テ規定、如キ、萬國貨幣同盟、如キ度ヲ議セシムルニ實行ヲ見ルニ到ラス、

第九節 國際爭議ノ解決

國際爭議ノ解決法ニハ二種アリ其一ハ才三國ノ加入ニ依テ解決セラルルモノ、ニレテ其一ハ才三國ノ加入ヲ見ルナク當事國ノミニテ解決セラルルモノナリ、

第一款 才三國ニヨル解決法

才三國ノ加入ヲ候ケリタル方法ハ國裁、居中調停、仲裁、國際審査之レナリ以下順テ述ブテ之ヲ説明スナスヘシ、

才一 國裁

國裁トハ才三國カ同ニ立ケテ國際爭議ヲ、意思ヲ通スルナリ、例ハ、英ニ甲乙二國有リテ何カノ事件ニ付テ爭議中ナル時兩國カ甲國ニ對シテハ乙國ノ意思ヲ通シ乙國ニ對シテハ甲國ノ意思ヲ通スルカ如シ、

甲ニ意思ヲ通スルノミナラハ才三國ノ事ヲ煩ハス必要ナキカ如キモ保甲國カ直接ニ談判スルハ動モスレハ眞實ヲ告ケサルナリ、又相互ニ議ス可ナリテ以テ事理ヲ悉ク能ハサル虞レアリハナリ、

第二 居中調停

居中調停トハ才三者ノ仲介ニテ自己ノ意思ヲ以テ問題ノ解決ヲ回シ
ナリ。殊ニソノ解決ノ案ヲ造ルナリ。之レ固旋ト異ル矣ニテ固旋
ナリテハ自己ノ意思ヲ毫毛入ル。ナリテハ才三者ノ居中調停ハ自己ノ意思ヲ和
ルナリ。

第三 國際審査

國際審査ハ才実問題ニ付テ爭議不生ニテ其ノ才実ヲ審査スルヲ云
フ。即チ右ノ才実ト云フハ才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナ
ルカヲ審査スルナリ。
明治三十七年十一月
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。

此レハ才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。

第四 仲裁々判

仲裁々判ハ才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。
才三者ノ才実ニ付テ之ヲ國際審査ニ付シ其ノ何レナルカヲ審査スルナリ。

ニ規定セラレシ一九〇七年ニ改訂セラレシ国際紛争処理条約ハ上述四個
ノ争議解決方法ヲ規定シ、内ニ和議、海牙ニ常設仲裁々判断ヲ設ケル
コトヲ定メ、タリ今之が裁判手續ヲ述ヘン。

此ノ裁判所ノ組織ハ右条約ニ加盟セル四十四ヶ国ヨリ各四カ人以内ノ
裁判官ヲ指定スルノ取柄ヲ有シ、此ノ裁判官ニヨリテ国際争議ハ裁判セラル
ル。一、例ヲ設テテ説明スルハ甲乙二国カ何カニ付キテ争ヒトリトシ上
ノ裁判スルハ甲乙二国ハ各二人、一、裁判官ヲ先ニ選ハタル各一、指
定セル者、中ヨリ採リ外ニ甲乙二国、合意ニヨリテ第三国ヨリ一人ノ裁
判官ヲ指定シ之ヲ裁判長トスルナリ。此ノ場合ニ若シ甲乙二国カ裁判長
タル可キ者ヲ指定スル上ニ於テ一致セザリシ時ハ更ニ或國ヲ指定シテ此
國カ裁判長ヲ指定スル又甲乙二国カ此ノ或國ヲ指定スルニ一致セザルハ
一、甲乙M、Nト夫レ夫レ異ナタル國ヲ指定シ是ノ二國ハ合意ノ上裁判
長ヲ指定ス。茲ニ到リテモ尚同國ノ一致ヲ見ナラズ、甲乙二國ハ之迄ノ
過程ヲ一擲ニテ更ニ各二人宛、裁判官ヲ指定シ此ノ中ヨリ抽籤シテ判
長ヲ決定ス。尚タンテ得テレタル裁判長ハ先ニ二國ヲ指定セル四人ノ裁

判官トシテ争議ヲ決スル也。但シテ、最後ノ裁判長ヲ指定スルハ次ノ
制限アリ。

- 一、 指定者ハ自國入タル可キナリ
 - 二、 指定者ハ自國ノ推荐者ナラサルヲ要ス。
- 同様トシテ中調定トハ之ニ服従スルヲ要セザレト国際審査ト仲裁々判トノ
判決ニ必ズ服セザルヘカラス。
- フノ外ニ国際聯盟加入國ハ国際争議ニ于テハ次ノ規定ヲ守ラサルヘカ
ラス。 国際聯盟規約
- 才十二條 聯盟國ハ聯盟國間ニ国交断絶ニ至ルノ虞アル紛争發生スルハ
ハ当該事件ヲ仲裁々判可スハ聯盟理事会ニ審査ニ付ヘク且ソ
仲裁々判官ノ判決後又ハ聯盟理事会ノ報告後三月ヲ経過スルマ
テハ如何ナル場合ニ於テモ戦争ニ訴ヘサルヲ要ス。
- 本条ニ依ル一切ノ場合ニ於テ仲裁々判官ノ判決ハ相若期間内ニ
聯盟理事会ノ報告ハ紛争事件付託後六ヶ月以内ニ之ヲナスヘシ
若シ之ニ違反スルハ次ノ制裁ヲ受ケサルヘカラス。 即令規約

第十六條 第十二條第十三條又ハ第十五條ニヨル約束ヲ無視シテ戦争ニ

新ハタル聯盟國ハ当然他ノ恣テ、聯盟ニ對シテ戦争行為ヲナシテ
ルモ、ト見做シ他ノ恣テ、聯盟國ハ之ニ對シテ直チニ一切ノ通商
上又ハ金融上ノ予係ヲ断絶シ、自國民ト進約國民ト、一切ノ交通
ヲ禁止シ且テ聯盟タルト否トヲ問ハズ他ノ凡テノ國ノ國民ト進
約國民ト、同ニ一切ノ金融上通商上又ハ個人間交通ヲ防遏スル
チヲ約ス
聯盟理事會ハ前項ノ場合ニ於テ聯盟ノ約束權限ノタメニ使用ス
可キ兵力ニ對スル聯盟各國ノ陸海又ハ空軍ノ分擔權限ヲ予係各
國政府ニ提案スルノ義ハ有ルモ、トス（以下略ス）

ト規定ス

第二款 係争國ノミニヨル解決法

第一 報復

報復トハ一方ノ他方ノ利益ヲ害シタルル共同一ノ方法ヲ以テ他方カ一方

ノ利益ヲ害スル事ヲ云フ例ハ、甲國カ乙國ニ對シテ其國定稅率ヲ高クセ
ルヤ乙國モ亦同手段ヲ採ルカ如シ、蓋シ斯クスルトニ依リテ對等方ニ反
省セシメントスレナリ

第二 報仇

報仇トハ一方カ他方ノ權利ヲ害シタルル共他方カ同一又ハ復リタル方法ヲ
以テ他方ノ權利ヲ害スルヲ云フ
以上述ハタル如ク以テ平時國際公法ハ終リトス

14
178

平時國際公法 終

大正十一年三月十八日印刷
大正十一年三月二十日發行

東京市本郷區本郷四丁目四拾參番地

發行者 櫻 國 六 郎

東京市本郷區本郷四丁目四拾參番地

印刷所 國 文 社

{寫筆換寫勝以}

勝寫板印刷ノ御用命ハ一度弊社へ御下命下サシ。如何ナル
小數ニテモ親切第一ニ。又如何ナル多數ニテモ迅速廉價ニ
請製致シマス。印刷定價表ハ紙錢切手封入御申込下サシ。

本郷四丁目四參 國 文 社

14
678

終

